**東京都北区SDGs推進企業認証・認証更新に係る誓約書**

　東京都北区長 殿

　東京都北区SDGs推進企業認証制度の認証又は認証更新の申請に当たり、東京都北区SDGs推進企業認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）を遵守するとともに、次の事項について相違ないことを誓約します。

（□欄にチェックしてください。）

□　北区が推進するSDGsの取組み促進に賛同し、自社が設定したSDGs達成目標の実現に向けて継続的に取り組みます。

□　申請書、チェックリスト等の提出書類の記載内容に、虚偽の記載はありません。また、書類の写しは全て原本と相違ありません。

□　要綱別表（裏面参照）に該当する業種又は企業ではありません。

□　適用される全ての法令を遵守しています。

□　本誓約書の提出日から起算して３年以内に、事業に関して法令等に違反して、刑罰又は処分を受けていません。

□　企業概要、認証取得の事実、取組状況等を区が公表することについて同意します。

□　本誓約書の内容に虚偽が認められた場合は、要綱第16条の規定により、認証の取消しを受けることを承知します。

　　年　　月　　日

所在地

名　称

代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　※代表者が署名又は記名押印してください。

要綱別表

|  |
| --- |
| １　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はこれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある企業等２　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する営業に該当するもの及び風俗営業類似の業種３　投機的商品に関する業種４　消費者金融５　債権取立て、示談引受け等に関する業種６　占い、運勢判断等に関するもの７　連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの８　政治・宗教団体９　私的な秘密事項の調査を業とするもの10　法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの11　破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成14年法律154号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生若しくは更生の手続中のもの12　違法又は不当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているもの13　青少年の健全育成を阻害するもの14　その他、区長が公序良俗に反すると認めたもの |